

特許権等侵害差止請求控訴事件

令和元年10月8日判決(知財高裁) 平成30年(ネ)第10085号

キーワード:用語の解釈/技術的範囲の解釈

担当 弁理士 秋岡範洋

1. 事案の概要

本件は、特許権者である被控訴人が、控訴人に対し、控訴人が提供するサービス(以下、「被告サービス」という。)に使用されているサーバ(以下、「被告サーバ」という。)が本件発明の技術的範囲に属し、控訴人の行為は本件特許権を侵害に当たる旨を主張して、控訴人に対し、サーバの使用の差止めを求めた事案であり、原判決は、被控訴人の請求を認容したため、控訴人が原判決を不服として本件控訴を提起した。

2. 結論

控訴棄却

3. 本件特許

発明の名称:金融商品取引管理装置,金融商品取引管理システム,金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法

登録番号 : 特許第6154978号

出願日 : 平成29年4月4日 登録日 : 平成29年6月9日

4. 本件発明

【請求項1】

A: 相場価格の変動に応じて継続的に金融商品の取引を行うための金融商品取引管理装置であって,

B:前記金融商品の買い注文を行うための複数の買い注文情報を生成する買い注文情報生成手段と.

C:前記買い注文の約定によって保有したポジションを,約定によって決済する売り注文を行うための複数の売り注文情報を生成する売り注文情報生成手段と

D:を有する注文情報生成手段と,

E:前記買い注文及び前記売り注文の約定を検知する約定検知手段とを備え,

F:前記複数の売り注文情報に含まれる売り注文価格の情報は、それぞれ等しい値幅で価格が異なる情報であり、

G:前記注文情報生成手段は,前記複数の売り注文情報を一の注文手続で生成し,

H:前記相場価格が変動して、前記約定検知手段が、前記複数の売り注文のうち、最も高

い売り注文価格の売り注文が約定されたことを検知すると,

前記注文情報生成手段は,前記約定検知手段の前記検知の情報を受けて,前記複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格よりもさらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報を生成することを特徴とする

I:金融商品取引管理装置。

5. 争点

被告サーバは本件発明の技術的範囲に属するか

- ア 被告サーバは構成要件BないしHの「注文情報」を充足するか(争点1-1)
- イ 被告サーバは構成要件Hを充足するか(争点1-2)
- ウ 被告サーバは構成要件Gを充足するか(争点1-3)
- 6. 裁判所の主な判断(下線は筆者)

ア 本件発明の「注文情報」の意義

(1) 争点1-1 (被告サーバは構成要件BないしHの「注文情報」を充足するか)

(ア)・・・(中略)・・・

「買い注文情報」又は「売り注文情報」は、買い注文又は売り注文を行うための情報であるから、買い注文又は売り注文を行うために必要な情報であって、個々の買い注文又は売り注文の内容に関する情報及びその注文を行うための管理情報(「注文番号」等)を含む情報であるものと解される。

(イ) この点について、被告は、本件発明の「注文情報」は、・・・(中略)・・・注文の状態又は結果を反映した記録ないしログであると解すべきであると主張する。

しかしながら、前記(ア)のとおり、本件特許の特許請求の範囲において、「注文情報」は、買い注文又は売り注文を行うための情報であるとされているから、これを注文の状態又は結果を反映した記録ないしログであるというのは、特許請求の範囲の記載と整合しない解釈であり、採用することができない。

イ 被告サーバにおける「注文情報」

•••(中略)•••

ウ 小括

· · · (中略) · · ·

被告サーバは構成要件BないしFをいずれも充足する。

- ···(中略)···
- (2) 争点 1-2 (被告サーバは構成要件Hを充足するか)

ア 構成要件Hの「前記複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格よりもさらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報を生成する」の意義について

(ア) 構成要件Hは,・・・(中略)・・・文言上,「複数の売り注文のうち,最も高い売り

注文価格の売り注文」1個が約定したときに「複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格よりもさらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報」1個が生成される構成を含むと解するのが相当である。

(イ)被告は、構成要件Hは、「複数の売り注文」全てが約定したときに、「注文情報生成手段」が新たに「複数の売り注文情報」全て「を生成する」ことを意味すると解すべきであるとし、その理由として、・・・(中略)・・・などを主張する。

しかしながら、被告が理由として挙げる①については、<u>構成要件Hの文言にない限定を付すものである上</u>,「注文情報生成手段」が「複数の売り注文情報」を「一の注文手続」で生成することを規定しているにすぎない構成要件Gについて,「注文情報生成手段」が常に「複数の売り注文情報」を生成することを規定するとの限定を加えた解釈を前提としていることから、採用することはできない。

また、被告が理由として挙げる②についても、本件明細書の【0145】ないし【0147】は、構成要件Hに対応する「シフト機能」(【0078】)」に「決済トレール機能」等を組み合わせた<u>実施例にすぎないから採用し得ない。全ての売り注文が約定しなければ</u>「シフト機能」を適用できないとするものでもない。

さらに、控訴人が理由として挙げる上記③については、構成要件Cの「複数の売り注文情報を生成する売り注文情報生成手段」とは、「売り注文情報生成手段」が「複数の売り注文情報」を生成する機能を規定したものであり、このことは、「売り注文情報生成手段」が1個の売り注文情報を生成する機能を有することを排除するものではない。

したがって、被告の主張は採用することができない。

イ 構成要件Hの「前記注文情報生成手段は、前記約定検知手段の前記検知の情報を受けて、…さらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報を生成する」の意義について

(ア)・・・(中略)・・・

- (イ) これに対し控訴人は,
- ①本件発明の特許請求の範囲(請求項1)の記載によれば、構成要件Hの「・・・(中略)・・・」 とは、直前の検知の情報を条件として、これに続いて、前記の売り注文が発生するという 意味であって、これらの間に他の処理が介在する記載はないこと、
- ②本件明細書には、・・・(中略)・・・「前記検知の情報を受けて」(構成要件H)と、「さらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報を生成する」(構成要件H)との間に、他の手続が介在するもの、例えば、新たな新規注文B1ないしB5と新たな決済注文S1ないしS5とを新規に一括発注せずに、まずは新たな新規注文B1ないしB5を発注し、その約定を検知してから、新たな決済注文S1ないしS5を発注するようなものについての開示はないこと、
- ③本件出願の経過において、被控訴人は、拒絶理由通知を受けて、・・・(中略)・・・本件 意見書において、シフトが生じるための条件として、最も高い売り注文の約定状況のみを 監視することとし、それ以外の処理を監視することを除外する旨を主張したことを総合す

ると、構成要件H・・・(中略)・・・にいう「前記検知の情報を受けて」とは、「前記相場価格が変動して、前記約定検知手段が、前記複数の売り注文のうち、最も高い売り注文価格の売り注文が約定されたことを検知すると」、他の処理を何も介在せずに、直ちに「前記複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格よりもさらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報を生成する」ことを意味するものと解すべきである旨主張する。

しかしながら、上記①の点については、本件発明の特許請求の範囲(請求項1)の記載中には、構成要件Hの「前記注文情報生成手段は、前記約定検知手段の前記検知の情報を受けて」と「前記複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格よりもさらに所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報を生成する」との間に、「他の処理を何も介在せずに」とか「直ちに」との文言は存在しない。

次に、上記②の点については、・・・(中略)・・・本件明細書には、「上記の「シフト機能」は、上記発明の実施の形態1や、発明の実施の形態2の構成において適用することもできる。」こと(【0151】)及び「上記各実施の形態は本発明の例示であり、本発明が上記各実施の形態のみに限定されることを意味するものではないことは、いうまでもない。」こと【0164】の記載があることに照らすと、控訴人が挙げる本件明細書の上記記載から構成要件Hを限定解釈すべき理由はない。

さらに、上記③の点については、・・・(中略)・・・本件手続補正書及び本件意見書は、・・・ (中略)・・・進歩性欠如の指摘を受けて提出されたものであることに照らせば、本件手続 補正書及び本件意見書は、本件発明が、複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格の売 り注文の約定に基づいて、同注文価格よりも高い価格の売り注文を生成する点に技術的意 義を有し、進歩性を有する旨を主張したものであって、本件意見書の「約定状況のみを監 視すれば」、「ただちに生成する」といった記載から、両者の間に他の処理を介在させる構 成や時間的間隔が存在する構成を本件発明から除外したものということはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- •••(中略)•••
- (3) 争点 1-3 (被告サーバは構成要件 Gを充足するか)
- ···(中略)···
- (4) まとめ

以上によれば、被告サーバは、本件発明の構成要件を全て充足するものと認められるから、本件発明の技術的範囲に属する。